

反論書

下妻市長 菊池 博 様

令和7年2月8日
審査請求人 宮部龍彦

令和6年12月5日付「福指令第5号 公文書非公開決定処分」（以下「本件処分」という）について、処分庁から提出された弁明書に対し、下記のとおり反論する。

1. 『荊棘』の販売や図書館での取扱状況について

弁明書では、「事務所を訪問すれば購入は可能である」とされているが、実際には不特定多数が容易に入手できる形態ではない。

(ア) 「愛する会」本部について

購入場所とされる部落解放愛する会茨城県連合会本部（以下「同会本部」という）は、営業日時や販売窓口の表示がなく、インターホンを押しても応答がないなど、外見上も一般の書店や事務所のように認識しづらい状況である。

これでは、誰もが気軽に立ち寄って雑誌を購入する形態とはいえず、同会本部を実際に訪れれば容易に入手できるという処分庁の主張は実態とは乖離している。

(イ) 下妻市立図書館における扱い

下妻市立図書館担当者への問い合わせでは、『荊棘』は「通常の図書資料としては扱っていない」「人権推進室が管理している」旨の回答を得ている（添付資料の録音と反訳を参照）。

不特定多数を対象に発行される定期刊行物は、本来であれば公立図書館で所蔵・利用できるものであるが、下妻市立図書館においては、あたかも人権推進課が管理する行政文書かのような特異な扱いをされている。従って、『荊棘』が広く販売・頒布されていると見なすことは困難である。

2. 弁明書の主張と実際の運用との乖離

既に審査請求書に述べたとおり、『荊棘』は最新号以外の販売が行われていないことや、国立国会図書館への納本がされていない点など、発行形態の形式面と現実の流通状況が大きく異なる。

弁明書は「部落解放愛する会茨城県連合会の内部事情に過ぎない」とす

るが、実際に頒布方法が極めて限定的であることは、条例第2条第2項第1号が想定する「不特定多数への販売」とは相容れない。少なくとも現状では、誰でも簡単に購入し得る書籍・雑誌とは到底いえない。

特に、下妻市立図書館における扱いは不可解であり、『荊棘』を情報公開条例の上では不特定多数への販売がされている出版物としながら、事実としては行政文書のように扱うことで、なるべく市民の目に触れさせないようにしようという悪意さえ感じさせる。

3. 『荊棘』の内容について

委員におかれては、処分庁が保有している『荊棘』の内容を実際に確認されたい。その内容は異常で異様であり、処分庁により特殊な扱いがされる理由を察することが出来るようなものである。

4. 結論

上記のとおり、『荊棘』は現に「不特定多数の者に販売することを目的として発行されている」と認められない。よって、本件処分は条例の適用を誤ったものと考えられ、当該処分の取消しと併せて、『荊棘』の公開を求める。

5. 添付資料

(エ) 下妻市立図書館担当者との通話（令和6年12月14日）

6. 補足

審査請求の際に提出した「部落解放愛する会茨城県連合会書記長 金子利夫氏の発言」は令和6年12月12日のものである。反訳に誤りがあったため、改めて提出する。

「部落解放愛する会茨城県連合会本部の様子」は令和5年1月16日に撮影したものである。

以上